

第13号

NPO 建築Gメンの会

東京都多摩市永山 4-2-4-108

発行責任者: 理事長 中村幸安

TEL 042-311-4110

FAX 042-311-4125

E-Mail jimukyoku@kenchiku-gmen.or.jp

HomePage URL

<http://www.kenchiku-gmen.or.jp/>



□ 特集1

リフォームが狙われている・1

□ 特集2

イベント報告

住まいづくり講座……4

パレットフェスタ……4

松戸講演会……5

□ 事務局からのお知らせ・7

特集1

リフォームが狙われている1

リフォーム工事を巡るトラブルが激増しています。その原因は、高齢化社会に向けての無策と、景気低迷による人心の『すさみ』。さらに、わが国に於ける契約社会の未成熟が上げられると思います。11月の当会主催消費者講座では、具体的にリフォーム工事の実態を解説してそれが如何に無意味なものであるかを解説し、正しいリフォーム工事のあり方を解説しました。

住宅リフォームの被害と実態

理事長 中村幸安

■住まいは、自然に衰えるもの

上手に使っても、住まいは自然に磨耗し、衰え、老朽化するもの。従って、その部位を長持ちさせるためには、『メンテナンス』維持・保守』と称して、リフォームが必要になる。しかし、この中には『耐震補強』『除湿工事』等は含まないのが普通である。というのは住宅が建てられる際には、その当時の建築基準法や同施行令で作りの要所が規定されているので、その基準を最低限基準として作られれば、途中で『耐震補

強』などは、建ってから現在迄の間に法律が見直されて、『耐震基準が強化』されたりすれば、安全性確保の上でリフォームすることがあり得るが、その他の部分では、当初の工事が真つ当なら、老朽化した部分以外のリフォームは、原則的には殆どないと言つて過言でない。そして、老朽化した部分の復旧工事は、リフォーム工事とは言わない。修繕工事といひ、概念的にはリフォーム工事と峻別すべきである。

■人(家族)は常に成長し、

老衰していくもの

病気を患わなくても、人間は、生まれると同時に老いに向かつて歩みは始める。従つて住まいを建てる時には、それを使う人(家族)に合わせて作つても、その使う人が成長したり、老いれば、当然、当初に作つた住宅との間に『不適応現象』が現れる。また、自然体で老いなくても、病気を患つたり、怪我したりすれば、瞬時にして『住まいとの間に不適応現象』が現れる。就学時に買った机が何時までも使えるものではない。大事に使つても身長が伸びれば、使える机も買い換えざるをえない。従つて、リフォーム工事は、不可避である。これを上手にやらないと、『既製品の服に体を合わせる』様な生活を余儀なくされる事にな



▲屋根裏の小屋束を取り囲むL字型の金物

り、このことが原因で病気を患う事にもなりかねない。

■物の老朽化と機能・性能の陳腐化も進行する

決して、その部位が壊れたり、磨耗したりしたのではなく、型式が古くなって、しかも修理部品が無くなって、買い替えざるを得ない物も出てくる。さらに、今時、木炭が使える様な住まいが建てられない等、機能的に不能と化すものも出てくる。例えば、自動車を持つていなかった人(家族)が自動車を持つことになる場合、どうしても車庫が必要となる。

その場合も、自動車の車庫を作るために、住まいの一部を作り変えることにならざるをえない。床を絨毯(じゅうたん)から、フローリングに変える場合も、その殆どは、子供

のアトピーの発症によることが多い。かと思うと、フローリングに変わったが、生活騒音で下階から訴えられて、その上に、否応なく絨毯を敷いたという事例もある。また、マイナーなケースばかりでなく、金銭的にも余裕が出来たので、老体に無理を強いて、床暖房にすることにしたという事例もある。

■戸建て住宅のオーナーは長期修繕計画を立てないのは何故か

集合住宅(マンション)には、必ず『長期修繕計画』と言うものがあり、その補修計画に沿って毎月、補修積立を行う。それは、勿論区分所有者の共有部分についてのものであるが、建物の躯体(くたい)と屋上防水をはじめ、共有部分の設備が含まれる。エレベーターなどは設備の代表的な物の一つである。これは否応なく、管理組合から徴収され、納入しなければならないものである。しかし、戸建て住宅として、上記したように自然に住宅は、構造的・機能的に老朽化するのであるから、計画的にそれを維持・保守しなければならぬのに、殆どが計画的に維持・保守されていない。その理由は、幾つか考えられる。新築・購入した住宅の借金が未だ返済中であるから、維持・保守にまでお金が回らないというのが、最大の理由だろう。

ある人は、いずれ、また移動(家移り)するのだから、修理などは考えないと言うように、使い捨ての考え方も見え隠れする。しかし、定期的に維持・保守工事を行っておけば、大事に至らずに、補修が出来て、結果的には『安上がり』であることに気づいていない節がある。

■最も老朽化が早い部位は

何処か? その物は何か?

建設統計月報を見ると、住宅リフォーム工事費で多額な物を上位10傑上げると、

- ①屋根・外装等の塗り替え工事(42.6%)
- ②内装の模様替え工事(18.0%)
- ③屋根の葺き替え工事(12.1%)
- ④間取りの変更工事(7.5%)
- ⑤台所等給排水設備の改善工事(6.6%)
- ⑥浴室の設備改善工事(4.7%)
- ⑦窓・扉等取り替え工事(2.8%)
- ⑧基礎構造の補強工事(0.4%)
- ⑨防音工事(0.1%)
- ⑩太陽熱温水器の設置工事(0.1%)

*但しパーセントは、リフォーム工事全体を、100%としたときの、工事別比率であり、当該数値は平成6年分のものである。この数字の傾向には、上記したリフォームの動機が一切含まれているので、動機別リフォーム工事高とは読めないが、上記

10傑が、工事金額的に見て、リフォーム工事の主要部分を占めることには変わりはないだろう。

■忌まわしきリフォーム

工事トラブルの実態

昨年来、当方は行政に協力して、悪徳リフォーム工事の鑑定を行うことが多い。その被害者には、共通していることが多いのも特徴的である。

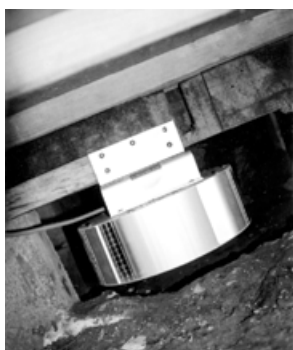
- ①高齢者で年金受給者である
- ②若い子息達は独立して、高齢者の一人住まいが多い
- ③殆どが、2つ3つ以上のリフォーム工事を契約させられている
- ④殆どの工事は、必要のない工事である
- ⑤工事費が非常に高い
- ⑥工事見積書は、きつく要求しないと提出しない
- ⑦工事人には、工事後の連絡がつかない
- ⑧被害者は、一様に『契約相手』を悪い人とは言わない

1千500万円もの代金を筆記取られた福岡の被害者も、1千200万円も搾り取られた東京の被害者も、契約相手を悪く言わないのである。その理由は、飛び込み・訪問販売で訪れる営業マンは、言葉巧みに『一人暮らし』『小銭を持った』『年金生活者』をターゲットにして、一人暮らしの

老人を『お母さん』『お父さん』と呼び『今日は出張帰りで、帰りに土産を買って来た』と称して、寂しく暮らしている老人の心に住みつく。そして、

- ①何回となく訪れる
- ②その時間は、夕暮れの食事前
- ③上がり込んで、帰ろうとしない
- ④時には、数人が顔を並べることもある

夕暮れの心寂しいときに、一人暮らしの老人宅を訪れ、お父さん・お母さんと言われて持ち上げられ、ときには自動車であって来るからと言って、スーパーで買い物を連れて行って貰えば、契約をしない方が不思議かも知れない。前頁右下写真のL型金物は、補強金物と称して一個1万8千円、小屋裏に取り付けた束(短い柱)が一本5万千円、左写真の空気を攪拌する送風機が一台35万円、床下に敷き均す吸放湿剤が一袋(10キロ入り)が1万千円という値段で、写真の如く手当たり次



▲床下に取り付けられた送風機

第に、天井・床下の木材に取り付けて、被害の多い家では1千500万円も筆り取られているのが悲しきリフォーム工事の実態である。

■リフォーム工事業者の選び方

当方は、新築工事でも、建て主の町内、集落内で業者を選べと言ってきた。リフォーム工事ではさらに声を大にして、そう叫びたい。自分の住む町内の工務店にリフォームを頼みなさい。そして、リフォームが必要なものがどうかを、第三者(我々のように、NPO活動等をしている様な)に相談しなさい。そして、契約書に署名・押印する前に、契約書を見てもらいなさい。行政からリフォームの補助金を受ける場合も、業者任せにしないで、第三者に見てもらいなさい。行政と業者がグルになっっているケースが少なくありません。特に設備機器等の単価は、通常専門業者に納品される単価は、メーカー希望価格の60%前後なのに、補助金を受けるとした場合、行政が紹介する業者は、定価で見積書を提出してくる例が見受けられます。

■行政は情報の提供を!

リフォーム業界は自浄活動を! 当方がテレビに出演すると、被害者の相談件数は急増する。トラブルが発生して、われわれが現地を見て、問題の重大さを指摘するまで、被害

者は、何処に相談してよいのか判らないのが実情である。それを考えると、これからの高齢化社会を前提にした『一人暮らし高齢者』向けの情報の提供に対し、特段の配慮が必要であるように思われる。また、行政は、高齢者との売買契約・請負契約について、第三者の後見人をつけない契約を無効とするが如き措置をしないと、景気が疲弊し、人心が乱れている状況の中で、こうしたトラブルが後をたたないことは、明らかである。当方が出演したテレビ番組で悪徳リフォーム業者を告発した後で、一人の視聴者から電話を貰った。『現在、リストラされて、リフォーム会社に就職しようと考えているのだが、どんな会社がよい会社か教えてほしい』と言うものだった。おかしいと、指摘されたリフォーム工事の現場を見ると、当該工事を行った者が、全く建築について、素人であることが分かる。電話で相談してきた人も、建築には素人であるという。当方が、『あれは耐震補強ではない。新築時の設計図書を見れば、筋違(すじかい)も必要以上入っている、補強金物の必要はない』と施主に言わせたとところ『あれは耐震補強ではなく、安心補強だ』と言ったという。そして補強金物を入れる位置がおかしいと言ったら、『当方の

専門家が専門的に検討して入れているので問題がない』とも言ったという。参考に見せた新築時の設計図書が分からない風だったと被害者はいふ。正しい工事を行っている業者は、悪しき詐欺まがいの契約をとり、工事を行っている業者を駆逐するよう業界浄化の努力をすべきである。

■立法府は、法律改正を用意せよ!

現行法では、工事金額で500万円未満、木造住宅建築一式工事の延べ床面積で150㎡未満の場合は、知事登録・大臣登録も免除されることになっているが、500万円を100万円に、150㎡を100㎡に改正して、行政法の指導対象としてリフォーム業者を取り込むべきである。そして、処分された業者を即刻公開するよう現行法を改正すべきであることを強調しておきたい。通常の建設業者の中にも、いい加減な業者がいるが、リフォーム業者の中には、それ以上にいい加減な者が多い。業者としての登録をする必要がなく、必要がある場合は工事金額を500万円未満に分割して、契約書を作成し契約させている。しかも、そうした業者は、殆ど建築士の資格を持った専門家を有していないのも特徴である。こうした実情を見ても、立法府で打つべき手がある。

■高齢者を

ひとりポッチにするな!

高齢者がリフォーム工事の被害にあつたことを発見するのは、両親と離れて暮らす家族の若い者達である。当方は、思うに、高齢の親を一人ポッチにした結果が、多大の被害を受けることになるのである。日常的に一人暮らしをしている親との交流を深め、維持し、多額の出費を伴う買い物については、必ず相談してもらえる家族関係を維持して欲しいものである。被害者の取材をしていて、営業に來た人を悪く言わない被害者を見て、とやかく周りで言わずこのままにしておいてあげるのが、この人に取って幸せなのかも知れないとさえ思ったことを付け加えて、まとめとしたい。

或る被害者の息子は、当方にメールをよこして、『これからは、用事が無くても週に最低1回は、電話を入れて、交流を深めるようにします』と書き込まれていた。

(この文章は、先の消費者講座テキストに掲載されたものです。)

次号ではリフォーム特集第二弾として、介護保険を悪用したリフォームの問題や、当会に寄せられた相談調査事例の報告などを掲載いたします。

特集2 当会主催イベント報告

住まいづくり消費者講座

(11/30・12/1)

私達、建築Gメンの会は、会の主要な活動の一環として、消費者に賢い住まいづくりのための情報を提供することを行っています。本講座では、現在の社会的状況に於いて特に大きくクローズアップされている次の三つのテーマをとりあげました。

- シックハウスの実態とその対策
- 正しいリフォーム工事の進め方
- 住宅ローンの基本

それぞれテーマ毎に、各界の最先端の情報を持つ専門家に講師を担当していただくことが出来、受講者の方から「ぜひまた企画してください」という声をいくつも頂戴し、大変内容の濃い消費者講座になりました。

川光 義社員



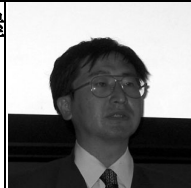
『リフォーム工事を上手に進める為の注意点』
正しいリフォーム工事の要諦を現場実務の経験を踏まえて解説

高橋 元先生



『シックハウスの予防対策』
設計時点の検討事項(例えば材料の選び方など)を中心に講義

上原 裕之先生



『シックハウスの現状とその調査方法』
代表を務める「シックハウスを考える会」の活動記録を通じて、シックハウスと戦う現場をレポート

加治屋 亮一先生



『室内化学物質と空気の流れ』
換気・冷暖房空調の空気の流れを解説

中村 幸安理事長



『リフォーム工事を巡るトラブルの実態とその対策』
特集1 参照

中西 正美先生



『住宅ローンの基本と公庫融資』
公庫仕様書の役割と、賢い住宅資金の調達方法等を解説

パレット・フェスタに出展致しました

理事 杉山尚子

去る11月22日～11月28日の期間、静岡県西部地域交流プラザ・パレットの主催する「パレット・フェスタ2002」に「建築Gメンの会」も参加致しました。

パレットは静岡県内のNPO等の社会に貢献する活動をしている個人や団体を支援する県の施設です。

「建築Gメンの会」は東京都に認可されたNPO法人ですが、ここ静岡県でも活動をしているということで、施設使用許可の登録をしており、年一回開催されるパレット・フェスタへの参加も認められました。パレット・フェスタはこうした登録団体がその活動を報告し、アピールする場です。

残念ながら、私の住む東海地方では、社員、会員の数もまだ少なく、会の知名度も高いとは言えません。こうした活動報告、アピールの場を放っておく手はありませんので、理事会の承認と事務局の皆様のご協力を得て、参加することが決まりました。私は、パレット側との打ち合わせをし、実際に展示するパネル、配布するリーフレットやプロジェクト

クタによる欠陥建築の写真展のスライドショーの作成は、事務局の皆様が携わって下さいました。期間中の11月23日(土)、24日(日)両日にはプロジェクトによる欠陥建築の写真展が行われ、事務局長の中山さん、大川理事がそれぞれ来場して下さい、スライドショーの説明を行って下さいました。

県の主催する催し物ということで、会としての独自の広報活動を行いませんでしたので、残念ながら当日、来場された方は少なく、盛況とは言えない状況でしたが、「建築Gメンの会」の名前とその活動はアピールできたと思っております。こうした県の主催する催し物に参加することは、初めての試みでしたので、「失敗は成功のもと」ではありませんが、今回の反省を踏まえて次へのステップにしてゆきたいと考えております。

遠い所をお越し下さった大川理事、中山さん、お忙しい中、展示物、配布物や欠陥建築の写真展のスライドショーの作成をして下さった事務局の皆様はこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

千葉グループ第二回 講演会・相談会 in 松戸

◆前号のイベント概要に引き続きまして、今回は、講演の内容と相談内容を中心に千葉グループの石岡善正社員よりレポートしていただきました。◆

□講演(1)

欠陥住宅とは、どんな住宅か？

(講師：建築Gメンの会

中村幸安理事長)

○学問的な欠陥(瑕疵)とは
法律に違反している住宅、
契約内容に違反している
住宅、設計図や仕様書に違
反している住宅、設計図・
仕様書や工事監理が間違
っている住宅等をいう。



▲会場の松戸市文化会館「森のホール 21」

○生活者側から見た欠陥住宅とは

●住宅の中で怪我・志

望・疾病等に遭うこと
が考えられる住宅

階段からの転落・滑落
の心配がある住宅(年
間650人前後が階段周り
で死亡)。

アトピー等の症状に悩
まされている住宅、カ
ビが発生している住宅
をいう。

●住み心地が良くない現
象が生じている住宅

建物の揺れがある。火
災の心配がある。断熱
効果が上がっていない。
省エネ住宅になってい
ない住宅等。

※省エネ：最も少ない
エネルギーで使える住
宅をいう。

○大事に繋がる現象が生じ
ていないか

●地震に対して大丈夫か
現行法に基づき施工さ
れた住宅は、震度6強

の地震で建物に若干の
被害が出ても、人間に
被害が出ないのが建前。

(症状が出たら早期診
断・早期処理)

●台風に対して大丈夫か

風で建物が倒れようと
した場合、基礎の『根
入り深さ』が重大な意
味を持つ。

法規・公庫の基準は最
低基準それ以上にする
事が必要です。

●火災の際、貰い火をす
る心配はないか

法規は『延焼の恐れあ
る部分』しか規定して
いない。これを最低限
としてそれ以上の対策
を考えよう。

●突然の雨漏りの心配は
ないか

法規に雨漏りの規定は
ない。品確法には10年
の瑕疵保証期間の定め
はあるが、設計・施工
の法的規定はない。自
分で防水の仕様と施工

方法のチェックをする
ことが必要。

●小さいことでも大きな
欠陥(瑕疵)

玄関ドアが風で煽ら
れ手を挟む。風呂の蓋
が外れ子供が落ちる。
ベランダの手摺りを乗
り越えて子供が落ちる。
屋根上の雪の落下。ド
アーが内開きで万一の
とき開かない。ガスボ
ンベの固定や灯油タン
クの防潮堤の有無等。

□講演(2)

こうすれば手抜き工事を防げる

(講師：建築Gメンの会

社員 山川義光)

○安売りする業者を選ばない

安売りのチラシは全て
ウソと思え。この様な
業者はトラブルに繋が
る。

○高すぎる業者は選ばない
(TV・新聞等で大きな宣
伝をする業者)

○新築や大規模リフォーム
を安物の売買感覚で契約

してはいけない

○ 『技術』と『心』と『提案力』を買い

『心』とは手抜の出来ない心を言い、3案くらい提案できる業者を選べ。

○ 材料の『種類』と『数量』を確認すること。

例：吹き付け材等は使用缶数を見積書の備考欄に書いてもらう。

○ 消費者のみで出来るのは小工事に限る(畳・クロス・襖の張替え等)

○ 新築や大規模リフォームは第三者のプロに相談するのが安全

建築Gメンの会や設計事務所は中立的な立場で設計や監理をする。

○ リフォームの成功は会社の大小ではなく、仕事をする職人で決まる。

以上のようなお二人の講師による講演でしたが、中村理事長の話術と山川講

師の経験から得た『手抜き工事を防ぐ』貴重な話に、来場者の方々は終始和やかなムードの中、且つ真剣に最後まで聞き入っておられました。

□ 相談来場者

一・来場者(組)数：28組(千葉県内22、県外3、東京都3)

二・講演を知った媒体

コミ(9) インターネット(7) チラシ(4) 新聞(3) 広報(1) 無回答(4)

三・建築Gメンの会を知った媒体

ロコミ(6) テレビ(5) 書籍雑誌(4) チラシ(3) インターネット(1) 新聞(1) その他(1) 無回答(8)

□ 相談関係

一・相談者(組)数：13件

二・相談内訳

構造にかんするもの(1) 2×4の性能(1) 価格・材料(1) 施工管理(1) 電磁波問

題(2) 業者の債務不履行(1) 税金関係(1)

調査依頼(2) 第三者検査立会い(1) 建築Gメン希望(2)

三・相談内容

○ 木造と鉄骨造どちらが良いか

○ 2×4工法の断熱、気密、換気の限界を知りたい

○ 70年持つ軸組工法の単価材料と数量の相談と良い職人の紹介は可能か

○ 契約済みでこれから着工するがどのように監理したら良いか

○ 税金と建物について

○ 建物の調査、是正計画、是正見積をしてほしい

この様な内容の相談が真剣に閉館時間一杯まで行われました。この成果として来場された方々の問題が早期に解決し、またこれから計画・着工される方々の目的の建物が、スムーズに立派に完成することを願ってやみません。

この記事を読まれた今回の『講演

会・相談会』に来場されなかった方で、住まいに関する悩みや不安をお持ちの方は遠慮なく当建築Gメンの会にご一報下さい。会員一同心よりお待ちしております。

社員 石岡 善正
(千葉グループ)



▲フェイストゥーフェイスでの相談で好評をばくしている無料相談会風景

◆当日はご参加いただいた皆様より総額『一万二千百九十円』のカンパをいただきました。この場を借りまして心よりお礼申し上げます。

事務局からのお知らせ

□電話相談業務報告

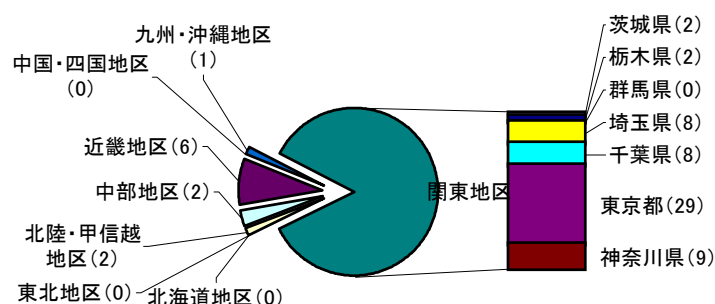
本年度11月期の電話相談件数は69件あり、ほぼ昨年度平均に近い数となりました。

内容別では、リフォーム関連の相談が非常に多く、技術的な話というよりは、むしろ契約の問題として「どうすればいいの?」という話しが目立ちます。今まさに床下で金物

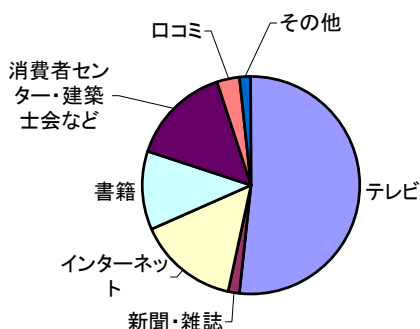
の取り付け工事を行っている最中に、悲鳴まじりの電話が寄せられたというケースもありました。このお宅の問題は、取り付けた金物や機器を撤去させ、契約を白紙にすることが出来、相談窓口がまさに住まい110番として貢献出来た事例でした。その相談窓口を知るきっかけとして、消費者センターなどの消費者団体からの紹介が増えており、多くの社員の方にご協力いただいた消費

者講座での情宣活動が実を結んだ形となっております。今後も、どうぞ会のPR活動にご協力の程をお願いいたします。

地区別相談件数(11月期)



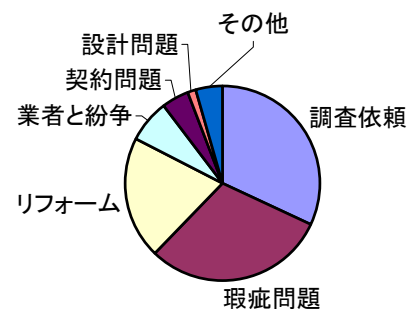
当会認知の情報源(11月期)



11月の調査依頼実績(※は建築Gメンに直接依頼があったもの)

都道府県	内容	担当調査員
東京都	2×4 工事中の検査	大川 照夫
千葉県	設計図書のチェックと工事中の検査	川口 晴保
埼玉県	S造 外壁ALC版の亀裂	大川 照夫
神奈川県	地盤改良・地下車庫・地下室の問題及び見積書・契約書等のチェック	田岡 照良
東京都	木造 2Fアパート 紛争審査会にて紛争中物件の鑑定	中村 幸安
千葉県	在来木造 建築中物件の検査	川口 晴保
東京都	在来木造2F 設計図書のチェックと現場の検査	塩田 清
香川県	築10ヶ月 在来木造 階段の不具合を含む総合調査	片寄 薫
岐阜県※	鉄骨造 築7年 雨漏りほか	中村 幸安
埼玉県	在来木造3F 梁の寸法間違い⇒その補修方法について	鈴木 松五郎
神奈川県	在来木造 築7年 床下の漏水	本郷 成史
千葉県※	新築物件 工事中の検査	槻田 昌明
京都府	紛争審査会で仲裁が出たが、それを不服としての相談	
東京都	築1年 建売在来 瑕疵総合調査	田岡 照良
千葉県※	在来 新築 総合目視調査	下堀 克巳

相談内容内訳(11月期)



□建築無料相談・講演会のご案内

建築Gメンの会東京地区連絡会主催の標記イベントを左記の要領で開催いたします。建築トラブルの渦中におられる方はもちろんのこと、これからの家づくりを計画の方にも、参考になるイベント内容となっております。皆様お誘いあわせの上、ぜひご参加ください。

『住まい110番』

講演会・建築無料相談会

講演

「欠陥住宅問題の解決方法」

講師 弁護士 山本 孝

(NPO建築Gメンの会社員)

レポート

「欠陥住宅の事例報告」

レポーター 建築Gメン

(NPO建築Gメンの会社員)

無料相談会

「新築、リフォーム、欠陥、

その他住まいに関する相談」

相談員 建築Gメン

(NPO建築Gメンの会社員)

日時▽03年2月15日(土)

午後1時30分～午後4時30分

(午後1時開場)

場所▽「北とぴあ」第2研修室

(北区区民ホール)

所在地▽東京都北区

王子1ノ11ノ1

交通▽JR・京浜東北線

王子駅 徒歩2分

営団地下鉄・南北線

王子駅 徒歩2分

入場▽無料

お問合せ▽NPO建築Gメンの会

事務局

Tel 042-311-4110

Fax 042-311-4125



※できるだけお早めでの来場を願います。
JR王子駅北口/南北線王子駅(5番出口)徒歩2分

□2002年度第二回研修会

今回の研修会は「鑑定、立会いの要領」をメインテーマに掲げ、実務家の視点から問題提起し、参加者相互の意見交換を図ります。左記の要領となっておりますので、奮ってご参加ください。なお、本年度建築Gメン認証試験を受験される方には、必修指定の研修会となっておりますので、ご注意ください。

日時▽03年1月19日(日)

午前10時～午後4時

場所▽青山コミュニティカレッジ

(東京都渋谷区桜丘町21・4)

会費▽未定(近日確定)

※次の方より会へ寄附をいただきました。慎んでお礼申し上げます。

理事長 中村幸安氏

講習会講師料相当額

社員 山川義光社員

講習会講師料相当額

□編集後記・次回の予告

今年最後の会報となりましたが、皆様におかれましては、当会の活動にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。次号「楔14号」は特集「リフォームが狙われている」の第二弾と研修会の報告など、一月末ごろ発行予定です。

広告欄

港共同法律事務所

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-17-1

虎ノ門5森ビル7F

Tel 03-3591-8156~7

Fax 03-3591-8158

Email m-tanaka@mx.miinet.or.jp

弁護士

田中 峯子

弁護士

山本 孝

会の活動にご協力ください!

●会員の種類

社員 24,000円

会員(個人) 6,000円

会員(団体) 48,000円

ML会員(個人) 3,600円

ML会員(団体) 10,000円

※ ご入会の際は入会申込書が必要です。
事務局までご連絡ください。